

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十五日 中部地方整備局長 森本 輝

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 道路線名 四十一号

(三) 占用を制限する区域

区 域 備 考

高山市一之宮町地内

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和八年四月十五日

(七) 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局高山国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十五日 九州地方整備局長 垣下 禎裕

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 道路線名 三号

(三) 占用を制限する区域

区 域 備 考

熊本市中央区葉園町一九番一から同市中央区砂体寺町八番四まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和八年四月十六日

(七) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国家試験

第5回愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下

「法」という。）附則第3条第1項の規定により、

第5回愛玩動物看護師国家試験予備試験を次のと

おり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法附則第4条第1項の規定により、法第34条第1項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和8年4月15日

農林水産大臣 鈴木 憲和

環境大臣 石原 宏高

1 試験期日

令和8年10月4日（日）

2 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、

広島県及び福岡県

3 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。

(2) 出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

4 受験資格

次に掲げる期間（以下「実務経験」という。）

のいずれかが5年以上である者であって、法附

則第3条第2項の規定により農林水産大臣及び

環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」

という。）の課程を修了した者

(1) 法第2条第2項に規定する業務（診療の補

助を除く。以下「対象業務」という。）を業と

して行った期間

(2) 以下に掲げる者であって業務に従事してい

た期間又は修学していた期間の合計期間（対

象業務を業として行った期間がある者につい

ては、その期間も含む。）

ア 動物看護に係る知識及び技能について教

育する学校その他の教育機関において、動物

看護に係る知識及び技能の教員として対象

業務の指導に従事した者

イ 法附則第2条第1号に規定する者には該

当しないが、動物看護に係る知識及び技能

を修める大学又は動物看護師を養成するこ

とを目的とする養成所において、法施行前

に入学し、修学した者であって、次のいづ

れにも該当するもの

(ア) 1年以上の修学期間を有する大学又は

養成所で修学した者

(イ) 大学又は養成所の卒業要件を満たした

者

ウ 国又は地方公共団体の公務員として、獣

医事法令又は動物愛護管理法令の施行事務

に従事した者

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を

提出すること。

ア 受験願書

愛玩動物看護師法施行規則（令和3年農

林水産省・環境省令第6号）様式第6によ

り作成するとともに、これに記載する氏名

は、原則として戸籍（日本国籍を有しない

者については、住民票）に記載されている

文字を使用すること。

イ 写真

受験申込み前6月以内に脱帽して正面から

撮影したものに限り。

ウ 指定講習会修了証明書の写し（修了した

講習会の課程が適切であるかどうかを確認

可能な書類を含む。）

エ 実務経験証明書

(2) 受験申込手続

ア インターネットによる受験申込み

原則として、インターネットによる受験

申込みを行うものとする。

イ 受験申込期間及び時間

(ア) 期間 令和8年6月30日（火）から令

和8年7月23日（木）まで

(イ) 時間 受付開始日の午後1時から受付

終了日の午後11時59分まで

ウ 受験申込方法

機構が指定するウェブサイトにおいて、

必要な事項を入力し申し込むこと。受験申

込みに必要な書類は、令和8年6月30日

（火）から令和8年7月24日（金）まで（消

印有効）の間に、機構の指定先に提出する

こと。受験申込書類の受付後は、当該書類

は返却しない。

なお、インターネットによる受験申込み

が行えない正当な理由がある場合には、令

和8年6月30日（火）午後1時から令和8

年7月10日（金）午後4時までには機構に申

し出ること。

エ 試験地の変更

試験地の変更は、原則として認めない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、14,000円とし、機構が指

定する方法により支払うこと。なお、支払

いに要する手数料は受験者の負担とする。

イ 支払われた受験手数料は、理由を問わず

返金しない。

(4) 受験票の交付

受験票（受験番号、試験会場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和8年9月11日（金）午後1時に、受験有資格者に対してマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和8年9月11日（金）以降に受験有資格者に郵送する。

6 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和8年10月26日（月）午後1時に機構のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載することによって行う。

(2) 合格者には、愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。

7 受験に伴う配慮

視覚、聴覚等に障害を有する者又は肢体不自由の者等で試験当日の配慮を希望する者は、令和8年6月30日（火）から令和8年7月24日（金）まで（必着）に、機構の指定した方法より申し出ること。申し出た者については、受験の際にその状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 その他

試験の詳細については、機構のウェブサイト参照すること。

9 試験に関する照会先

動物看護師統一認定機構 郵便番号 113-0033 住所 東京都文京区本郷5-23-13 タムラビル8階 ウェブサイト <https://www.ccrvn.jp/>

第6回愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）附則第3条第1項の規定により、第6回愛玩動物看護師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法附則第4条第1項の規定により、法第34条第1項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和8年4月15日

農林水産大臣 鈴木 憲和
環境大臣 石原 宏高

1 試験期日

令和9年2月14日（日）

2 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。

(2) 出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

4 受験資格

次に掲げる期間（以下「実務経験」という。）

のいずれかが5年以上である者（令和9年4月30日（金）までに5年以上となる見込みの者を含む。）であって、法附則第3条第2項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了した者

(1) 法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。以下「対象業務」という。）を業として行った期間

(2) 以下に掲げる者であって業務に従事していた期間又は修学していた期間の合計期間（対象業務を業として行った期間がある者については、その期間も含む。）

ア 動物看護に係る知識及び技能について教育する学校その他の教育機関において、動物看護に係る知識及び技能の教員として対象業務の指導に従事した者

イ 法附則第2条第1号に規定する者には該当しないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した者であって、次のいずれにも該当するもの

(ア) 1年以上の修学期間を有する大学又は養成所で修学した者

(イ) 大学又は養成所の卒業要件を満たした者

ウ 国又は地方公共団体の公務員として、獣医事法令又は動物愛護管理法の施行事務に従事した者

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア 受験願書

愛玩動物看護師法施行規則（令和3年農林水産省・環境省令第6号）様式第6により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

イ 写真

受験申込み前6月以内に脱帽して正面から撮影したものに限り。

ウ 指定講習会修了証明書の写し（修了した講習会の課程が適切であるかどうかを確認可能な書類を含む。）

エ 実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者については、実務経験証明書を、令和9年4月5日（月）から令和9年5月21日（金）まで（消印有効）に提出すること。当該期間に提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

(2) 受験申込手続

ア インターネットによる受験申込み

原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。

イ 受験申込期間及び時間

(ア) 期間 令和8年11月4日（水）から令和8年11月19日（木）まで

(イ) 時間 受付開始日の午後1時から受付終了日の午後11時59分まで

ウ 受験申込方法

機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。受験申込みに必要な書類は、令和8年11月4日（水）から令和8年11月20日（金）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和8年11月4日（水）午後1時から令和8年11月11日（水）午後4時までに機構に申し出ること。

エ 試験地の変更

試験地の変更は、原則として認めない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、14,000円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。

イ 支払われた受験手数料は、理由を問わず返金しない。

(4) 受験票の交付

受験票（受験番号、試験会場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和9年1月12日（火）午後1時に、受験有資格者（見込み含む。以下同じ。）に対してマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和9年1月12日（火）以降に受験有資格者に郵送する。

6 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和9年6月25日（金）午後1時に機構のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載することによって行う。

(2) 合格者には、愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。

7 受験に伴う配慮

視覚、聴覚等に障害を有する者又は肢体不自由の者等で試験当日の配慮を希望する者は、令和8年11月4日（水）から令和8年11月20日（金）まで（必着）に、機構の指定した方法より申し出ること。申し出た者については、受験の際にその状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 その他

試験の詳細については、機構のウェブサイト参照すること。

9 試験に関する照会先

動物看護師統一認定機構 郵便番号 113-0033 住所 東京都文京区本郷5-23-13 タムラビル8階 ウェブサイト <https://www.ccrvn.jp/>

第5回愛玩動物看護師国家試験の施行

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第30条の規定により、第5回愛玩動物看護師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第34条第1項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和8年4月15日

農林水産大臣 鈴木 憲和
環境大臣 石原 宏高

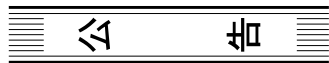
- 1 試験期日
令和9年2月14日（日）
- 2 試験地
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県
- 3 試験の方法
 - (1) 試験は、筆記の方法により行う。
 - (2) 出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。
- 4 受験資格 次のいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を修めて卒業した者（令和9年3月1日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (2) 農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者（令和9年3月1日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）
 - (3) 外国の法第2条第2項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が(1)及び(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
 - (4) 令和4年5月1日より前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修め、法附則第2条第1号の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了したもの

- (5) 令和4年5月1日より前に学校教育法に基づく大学に入学した者であって、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて同日以後に卒業し、指定講習会の課程を修了したもの（令和9年3月1日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (6) 法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものであるにおいて、令和4年5月1日より前に当該知識及び技能の修得を終え、指定講習会の課程を修了したもの
 - (7) 法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものであるにおいて、令和4年5月1日時点において当該知識及び技能を修得中であり、その修得を同日以後に終え、指定講習会の課程を修了したもの（令和9年3月1日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）
 - (8) 愛玩動物看護師国家試験予備試験に合格した者
- 5 受験手続
- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
 - ア 全ての受験者が提出する書類等
 - (ア) 受験願書
愛玩動物看護師法施行規則（令和3年農林水産省・環境省令第6号）様式第5により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
 - (イ) 写真
受験申込み前6月以内に脱帽して正面から撮影したものに限る。
 - イ 4の(1)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
 - (イ) 指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
 - ウ 4の(2)に該当する者が提出する書類
養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書

- エ 4の(3)に該当する者が提出する書類
愛玩動物看護師国家試験受験資格認定書の写し又は愛玩動物看護師国家試験受験資格認定証明書
- オ 4の(4)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 大学卒業証明書
 - (イ) 指定科目履修証明書
 - (ウ) 指定講習会修了証明書の写し（修了した指定講習会の課程が適切であるかどうかを確認可能な書類を含む。以下同じ。）
- カ 4の(5)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
 - (イ) 指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
 - (ウ) 指定講習会修了証明書の写し
 - (エ) 令和4年5月1日時点で大学に在籍していたことを証する書類
- キ 4の(6)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 養成所修業（卒業）証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者にあつては、科目履修証明書を含む。）
 - (イ) 指定講習会修了証明書の写し
- ク 4の(7)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者にあつては、科目履修証明書又は科目履修見込証明書をを含む。）
 - (イ) 指定講習会修了証明書の写し
 - (ウ) 令和4年5月1日時点で養成所において修業中であつたことを証する書類
- ケ 4の(8)に該当する者が提出する書類
愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証明書の写し
なお、4の(1)、(2)、(5)又は(7)に該当する者であつて、大学卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書、養成所修業（卒業）見込証明書又は科目履修見込証明書を提出したものについては、大学卒業証明書、指定科目履修証明書、養成所修業（卒業）証明書又は科目履修証明書を、令和9年3月1日（月）午後2時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

- (2) 受験申込手続
 - ア インターネットによる受験申込み
原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。
 - イ 受験申込期間及び時間
 - (ア) 期間 令和8年11月4日（水）から令和8年11月19日（木）まで
 - (イ) 時間 受付開始日の午後1時から受付終了日の午後11時59分まで
 - ウ 受験申込方法
機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、受験申込みに必要な書類は、令和8年11月4日（水）から令和8年11月20日（金）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和8年11月4日（水）午後1時から令和8年11月11日（水）午後4時までに機構に申し出ること。
 - エ 試験地の変更
試験地の変更は、原則として認めない。
- (3) 受験手数料
 - ア 受験手数料は、27,200円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。
 - イ 支払われた受験手数料は、理由を問わず返金しない。
- (4) 受験票の交付
受験票（受験番号、試験会場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和9年1月12日（火）午後1時に、受験有資格者（見込み含む。以下同じ。）に対してマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）
なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和9年1月12日（火）以降に受験有資格者に郵送する。

- 6 合格者の発表
(1) 合格者の発表は、令和9年3月12日(金)午後1時に機構のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載することによって行う。
(2) 合格者には、愛玩動物看護師国家試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。
- 7 受験に伴う配慮
視覚、聴覚等に障害を有する者又は肢体不自由の者等で試験当日の配慮を希望する者は、令和8年11月4日(水)から令和8年11月20日(金)まで(必着)に、機構の指定した方法により申し出ること。申し出た者については、受験の際にその状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- 8 その他
試験の詳細については、機構のウェブサイト参照すること。
- 9 試験に関する照会先
動物看護師統一認定機構 郵便番号 113-0033 住所 東京都文京区本郷5-23-13 タムラビル8階 ウェブサイト <https://www.ccrvn.jp/>



課 冊 厚

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第25条の2第1項及び同法第25条の3の規定に基づき、令和8年4月3日から1年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の5の規定に基づき、公告する。
令和8年4月15日

厚生労働大臣 上野賢一郎
記

社会保険労務士 緒方 里美
事務所の名称 社会保険労務士緒方事務所
事務所の所在地 福岡市西区野方2-44-2
社会保険労務士登録番号 第40070096号
懲戒処分の対象となった行為 故意に、真正の事実反して申請書等の作成を行ったこと、及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったこと

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次とおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年(家)第70073号

東京都板橋区西台3丁目51番3号

申立人 山口 瞳

本籍東京都板橋区本町21番地、最後の住所東京都板橋区仲宿58番15号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和7年9月4日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和32年1月2日、職業無職

被相続人 亡 飯島美智秀

事務所東京都港区新橋2-20-15 新橋駅前ビル1号館5階 藤光・鈴木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 一夫

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第7033号

東京都千代田区霞が関1-1-1

申立人 国

本籍神奈川県川崎市幸区小倉3丁目874番地、最後の住所川崎市幸区南加瀬4丁目14番25サンビレッジII 102、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日令和3年12月27日、出生の場所福島県伊達郡大久保村、出生年月日昭和12年2月24日、職業無職

被相続人 亡 岸 キヨ子

川崎市川崎区駅前本町10番地5クリエ川崎11階 川崎つばさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 土屋 健志

催告期間満了日 令和8年11月9日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和8年(家)第3036号

神奈川県中郡二宮町緑が丘1丁目3番地16

申立人 安部川佐子

本籍神奈川県中郡二宮町一色1273番地5、最後の住所神奈川県中郡二宮町一色1273番地の5、死亡の場所神奈川県中郡二宮町、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和16年1月17日、職業不詳

被相続人 亡 橘川 雄一

事務所神奈川県中郡二宮町二宮200番地3エヴィム二宮201 なないろ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松下 純
催告期間満了日 令和8年11月2日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和8年(家)第3028号

新潟県三条市鹿峠938番地

申立人 長谷川テイ

本籍新潟県三条市鹿峠938番地、最後の住所新潟県三条市鹿峠938番地、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和7年11月17日、出生の場所新潟県南蒲原郡鹿峠村、出生年月日昭和27年1月1日、職業無職

被相続人 亡 長谷川勝久

事務所新潟県三条市東三条1丁目5番1号 川商ビル2階 片桐・坂西・阿部法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坂西 哲昌

催告期間満了日 令和8年11月26日

新潟家庭裁判所三条支部

令和8年(家)第8018号

石川県鳳珠郡穴水町字川島力の64番地

申立人 大島 秀文

本籍石川県鳳珠郡穴水町字川島力ノ64番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所石川県鳳珠郡穴水町、死亡年月日令和7年11月18日、出生の場所石川県鳳至郡三井村、出生年月日昭和24年1月8日、職業無職

被相続人 亡 三柳 均

事務所石川県七尾市大手町5番地3坂口ビル2階堀江重尊法律事務所

相続財産清算人 弁護士 堀江 重尊

催告期間満了日 令和8年10月23日

金沢家庭裁判所輪島支部

令和8年(家)第7075号

東京都港区浜松町2丁目3番1号

申立人 リサRT債権回収株式会社

本籍愛知県愛西市稲葉町米野140番地、最後の住所愛知県津島市唐臼町中萩35番地 メルベユ101号、死亡の場所愛知県弥富市、死亡年月日令和6年1月31日、出生の場所宮崎県西諸県郡飯野町、出生年月日昭和27年11月29日、職業不明

被相続人 亡 有馬 俊二

事務所名古屋市中区丸の内3丁目14番32号丸の内三丁目ビル3階 弁護士法人佐藤・眞下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 花井 将希

催告期間満了日 令和8年11月5日

名古屋家庭裁判所

令和8年(家)第7027号

東京都渋谷区宇田川町33番7号

申立人 きらぼし債権回収株式会社

本籍愛知県豊田市花園町一本木26番地6、最後の住所愛知県豊田市花園町一本木26番地6、死亡の場所愛知県豊田市、死亡年月日平成27年11月13日、出生の場所樺太真岡郡野田町、出生年月日大正14年6月1日、職業不明

被相続人 亡 徳田 三男

愛知県豊田市若宮町7-2-5クリスタルビル4階豊田シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 米田 聖志

催告期間満了日 令和8年10月30日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和8年(家)第2039号

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

申立人 豊川市

本籍愛知県豊川市西塚町1丁目64番地2、最後の住所愛知県豊川市西塚町1丁目64番地の2、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日令和4年10月頃、出生の場所愛知県豊川市、出生年月日昭和32年1月22日、職業無職

被相続人 亡 伊藤 純

事務所愛知県豊橋市白河町61番地ターミナルプラザ801号弁護士法人足立法律事務所

相続財産清算人 弁護士 足立陽一郎

催告期間満了日 令和8年10月27日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和8年(家)第2011号

滋賀県大津市浜大津3丁目2番4号

申立人 特定非営利活動法人あさがお

本籍滋賀県大津市伊香立上在地町208番地、最後の住所滋賀県大津市伊香立上在地町208番地、死亡の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和7年10月30日、出生の場所滋賀県滋賀郡堅田町、出生年月日昭和8年4月29日、職業無職

被相続人 亡 西 陽子

滋賀県大津市皇子が丘3丁目12番29号 1階 大津京法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中原 淳一

催告期間満了日 令和8年11月27日

大津家庭裁判所